

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針の運用に当たっての留意事項等について（抜粋）

〔令和2年3月27日環水大土発第2003272号都道府県環境担当部長宛
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知〕

1．指導指針に基づく指導の実施

指導指針は、都道府県がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び水域の生活環境動植物の被害を未然に防止するための指導の実効を期すため、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態を的確に把握し、水質保全及び生態系保全の面からゴルフ場を適切に指導する際の参考として定めたものであることに留意しつつ、指導指針の運用に当たっては、排出水中の農薬の濃度を分析・把握し、ゴルフ場で使用される農薬の場外への流出をできる限り抑えるための適切な対策を講じることにより、水濁指針値及び水産指針値を超過しないよう、関係部局と連絡を密にし、指導に努めること。

2．水質調査の実施

水質調査の実施に当たっては、適切な採水、分析の実施が重要であることから、以下の点に留意し、また、ゴルフ場の自主検査に対しても技術的指導に努めること。

（1）採水に当たっての留意点

採水は原則として排水口で行うこととするが、農薬の使用状況、散布地点から採水地点までの地形等を考慮して、分析対象とする農薬の排水中の濃度が比較的高い状態であると見込まれる採水地点、採水時期を選定すること。

具体的には、これまでの調査実績から、農薬散布後最初の降雨後1日以内、農薬散布後1週間以内、降雨後等の極力排水がある日等に採水を行っている例があるので参考にされたい。

（2）分析に当たっての留意点

農薬は時間の経過とともに分解が進むため、採水した検体は保冷剤の入ったクーラーボックスに保存するなどし、速やかに分析を行うこと。

また、調査を効率的に進めるために、一度の採水で得られた検体を用いて複数の農薬を分析する場合に、農薬の散布時期を確認せず、実際には散布から数ヶ月を経過している農薬も含めて分析対象とする不適切な事例があることから、各農薬の使用時期を確認し、適切に分析対象を選定すること。

さらに、分析結果から指針値の超過の有無を判断するため、水濁指針値及び水産指針値のうち低い方の値を基に定量下限を設定すること。

なお、当該農薬による被害のおそれが極めて少ないと認められ、水濁基準値及び水産

基準値のいずれについても設定が不要とされた農薬については、分析の必要はない。

(3) 水域の生活環境動植物の被害防止に当たっての留意点

農薬によっては、人畜に被害を生じるおそれがなくとも、水域の生活環境動植物に被害が発生するおそれがあるものが存在することから、平成29年3月より従前の水濁指針値に加え、水産動植物の被害防止（令和2年4月以降は水域の生活環境動植物の被害防止）の観点から水産指針値を導入したところ。

これに合わせて、ゴルフ場での使用が想定される農薬について、別添「水域の生活環境動植物の被害防止の観点から水質調査において注意を要する農薬一覧」として、水産基準値が水濁基準値よりも小さい農薬、水濁基準値が未設定の農薬（これまで水質調査結果が公表されていない農薬）、近年の水質調査結果（排水口）で水産指針値を超過する事例がある農薬を整理したので、負担を最小限としつつ効率的な水質調査を実施するに当たっての参考とすること。

3. 水質調査結果の報告

水質調査の結果については、別紙「ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査結果等の報告に当たっての留意事項」に留意し、別紙様式により報告すること。